

他自治体のごみの分別及び収集方式・形態等について

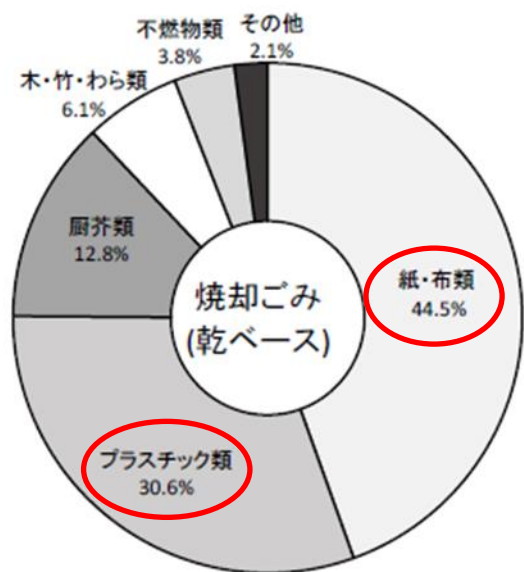
1 組成調査について

(1) 調査目的

「一般廃棄物処理基本計画」の策定における基礎資料として、ごみ減量再資源化可能量と分別状況を把握するため、柏羽藤環境事業組合より焼却対象ごみについてのごみ質の調査を行いました(数値は3市の合算ベース)。

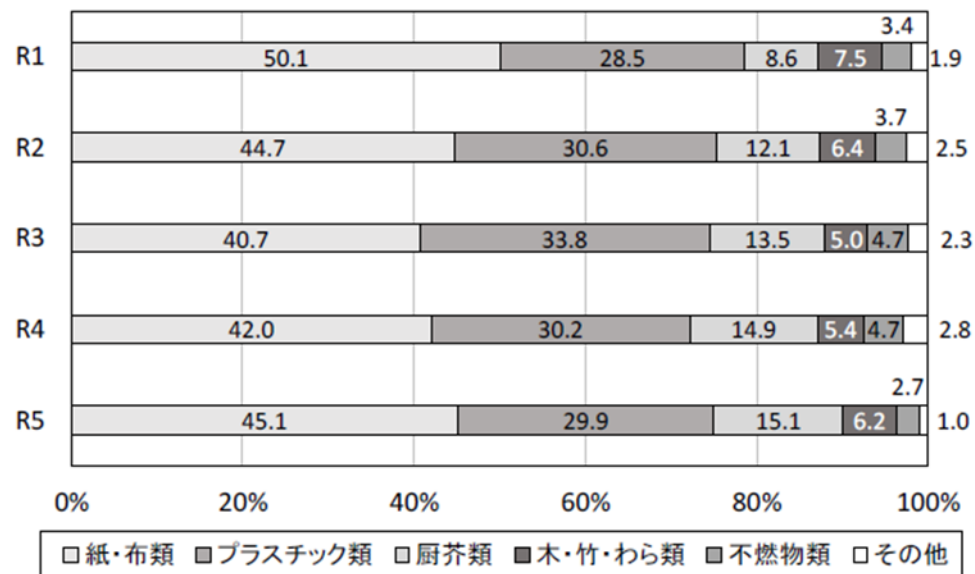
(2) 調査結果

令和元年度～令和5年度平均の重量比(乾ベース)で、「紙・布類」と「プラスチック類」が全体の約4分の3を占めました。



令和元年度～令和5年度平均

(年度)



2 府内類似団体との収集体制等の比較について

(1) 家庭系ごみの収集体制

府内の類似団体(市町村類型Ⅱ-3)の中で、家庭系ごみ排出量が低く、リサイクル率が高い3市と、本市のごみの収集体制を比較しました。

令和6年3月31日時点

市町村名	1人1日あたりの 家庭系ごみ排出量 （資源物を除く）	リサイクル率	ごみの種別		平均収 集回数	収集方式				収集形態					
						シス ヨー テン	各 戸	併 用	そ の 他	直 営	委 託	許 可	そ の 他		
泉大津市	394g	16.6%	家庭系	可 燃 ご み		週2回		○				○			
				資 源 ご み	びん・缶等		月2～3回		○				○		
					ペットボトル ・容器包装プラスチック		週1回		○				○		
					古紙類		月2回		○				○		
					せともの・ガラス類		月2～3回		○				○		
				粗 大 ご み		不定期		○				○			
摂津市	411g	19.8%	家庭系	普通ごみ		週2回			○		○	○			
				複雑ごみ		月1回			○		○	○			
				資 源 ご み	段ボール		月2回	○				○			
					新聞・広告		月1回	○				○			
					雑誌・本		月2回	○				○			
					古着・古布		月1回	○				○			
					缶		月2回	○					○		
					びん（無色透明、色付）		月2回	○					○		
					ペットボトル		月2回	○					○		
					食品トレイ		月2回	○				○			
指定ごみ（水銀使用製品、電池類）		月1回	○				○								
高石市	369g	16.4%	家庭系	可 燃 ご み		週2回		○				○			
				不 燃 ご み（蛍光灯等）		月2回		○				○			
				資 源 ご み	ペットボトル		月2回～3回		○				○		
					プラスチック製容器包装		月2回～3回		○				○		
				粗 大 ご み		予約		○					○		
藤井寺市	554g	7.8%	家庭系	燃えるごみ		週2回	○					○			
				不 燃 ご み		月1回		○				○			
				資 源 ご み	缶		月1回		○				○		
					びん		月1回		○				○		
					紙類		月1回		○				○		
					ペットボトル		不定期				○	○			
				粗 大 ご み		月1回		○					○		

(2) 家庭系ごみの手数料

「令和5年度 大阪府の一般廃棄物」より、上記で比較した府内類似団体と、家庭系ごみの手数料状況を比較しました。

市町村名	収集ごみ	直接搬入ごみ
泉大津市	可燃ごみ 指定袋制 7.5L袋1枚7円50銭、15L袋1枚15円、30L袋1枚30円、45L袋1枚45円 粗大ごみ（シール 1枚500円） ・45L袋1個又は、3辺の合計3m未満のもの1個につき500円 ・上記以外のもの1個につき1,000円 臨時ごみ【収集運搬料金】 2t車10,000円+税 臨時ごみ【ごみ処分手数料】 （2t車1台につき）7,500円（税込） （2t車1台に満たない場合）査定した額	150円/10kg
摂津市	臨時ごみ 180円/10kg 動物の死体（ペットのみ）1,500円/体	60円/10kg(剪定枝) 動物の死体（ペットのみ）1,500円/体
高石市	普通ごみ（シール制） 指定枚数を超えるとき 袋1個につき有料普通ごみ処理券（15L券） 15L袋（1枚貼付）30円、30L袋（2枚貼付）60円、45L袋（3枚貼付）90円 臨時ごみ（収集運搬料金+処分手数料） 16,300円（2t車ダンプ）、7,000円（軽トラック） 粗大ごみ（シール制） 300～1,500円	150円/10kg
藤井寺市	臨時ごみ 45L相当の容器1個につき130円	150円/10kg

大阪府下の市町村の1人1日当たりのごみ排出量(R5年度、単位:g/人日)

市町村名	家庭系ごみ (資源物を除く)	家庭系ごみ	事業系ごみ	総排出量
大阪市	310	405	547	952
守口市	338	479	238	717
● 高石市	369	495	232	727
豊中市	391	508	258	766
● 泉佐野市	393	446	868	1,314
● 泉大津市	394	543	306	849
茨木市	406	506	469	975
枚方市	408	538	201	739
● 摂津市	411	503	353	855
和泉市	415	526	267	793
寝屋川市	419	582	191	773
門真市	426	542	378	919
岸和田市	427	534	427	961
交野市	430	530	149	679
能勢町	431	562	380	942
泉南市	435	536	393	929
島本町	437	544	126	670
吹田市	446	539	234	773
八尾市	457	554	212	766
熊取町	458	561	215	776
四條畷市	461	559	184	743
池田市	461	550	226	776
高槻市	462	572	256	828
阪南市	463	612	239	851
松原市	467	578	197	775
箕面市	469	555	318	873
東大阪市	477	557	396	953
貝塚市	486	578	480	1,058
河内長野市	488	619	197	816
豊能町	501	707	125	832
堺市	503	590	273	863
田尻町	508	586	316	902
大阪狭山市	509	616	164	780
大東市	526	613	192	805
忠岡町	534	670	144	815
藤井寺市	554	622	340	962
太子町	571	647	79	726
羽曳野市	591	642	165	806
柏原市	591	647	183	831
富田林市	644	739	114	853
河南町	677	781	161	942
千早赤阪村	715	853	69	922
岬町	775	833	215	1,048

大阪府下の市町村のリサイクル率(R5年度、単位:%)

市町村名	リサイクル率
豊能町	27.3
寝屋川市	20.3
河内長野市	20.1
● 摂津市	19.8
守口市	19.7
枚方市	18.2
茨木市	17.7
忠岡町	17.2
阪南市	17.1
千早赤阪村	16.9
堺市	16.7
● 泉大津市	16.6
● 高石市	16.4
吹田市	15.9
島本町	15.9
交野市	15.2
豊中市	15.2
能勢町	14.9
大阪狭山市	14.0
熊取町	13.9
松原市	13.8
四條畷市	13.7
高槻市	13.1
八尾市	13.0
池田市	12.8
和泉市	12.6
富田林市	12.5
泉南市	12.4
門真市	12.0
太子町	11.9
河南町	11.6
箕面市	11.6
大東市	11.5
岸和田市	10.6
貝塚市	9.8
大阪市	9.5
東大阪市	8.5
田尻町	8.5
藤井寺市	7.8
柏原市	7.6
羽曳野市	7.0
泉佐野市	6.8
岬町	5.8

(3) 事業系ごみの手数料

事業系ごみの手数料状況について、府内類似団体と比較を行いました。

市町村名	収集ごみ	直接搬入ごみ
泉大津市	45L週1個収集で月額220円（週個数が1つ増すごとに+330円） 70L週1個収集で月額403円（週個数が1つ増すごとに+513円） 45L指定袋 70円/枚 70L指定袋 100円/枚	150円/10kg
貝塚市	焼却処分手数料 70円/10kg	70kg以下は一律1,000円、70kgを越える場合、10kg毎に120円加算
柏原市	45L相当の容器1個につき 収集運搬料 130円（許可業者の限度額） 処分料 60円	150円/10kg
摂津市		60円/10kg(剪定枝)
高石市	収集運搬料金 45L容器2個以内月額（週2回収集）2,000円 1個増すごとに500円加算 ごみ処分手数料 指定袋制 45L袋 70円/枚 70L袋 100円/枚 臨時ごみ（収集運搬料金＋処分手数料） 16,300円（2t車）、7,000円（軽トラック）	150円/10kg
藤井寺市	45L相当の容器1個につき 収集運搬料 130円（許可業者の限度額）、処分料 60円	150円/10kg
泉南市	（許可業者）	40kgまで400円 以降従量制10kg 100円
四條畷市	（許可業者）	9円/kg
交野市	（許可業者）	90円/10kg
大阪狭山市	①45L袋 3,800円/個・月 ②臨時ごみ 1t又は2m ³ 16,000円	
阪南市	許可業者	40kgまで400円 以降従量制10kgごとに100円

事業系ごみ排出量について

市町村名	人口	事業系ごみ排出量 (t)	事業所数	従業者数	従業者1人あたりの 事業系ごみ排出量 (t/人)
千早赤阪村	5,015	122	227	1,813	0.067
島本町	31,686	907	699	8,245	0.110
忠岡町	16,697	776	703	6,793	0.114
富田林市	108,514	4,466	3,989	37,721	0.118
田尻町	8,427	983	409	8,120	0.121
太子町	13,108	385	435	2,962	0.130
河南町	15,177	835	569	5,540	0.151
大東市	118,663	8,595	4,862	50,407	0.171
八尾市	264,032	20,500	13,073	117,359	0.175
大阪狭山市	58,474	3,754	2,174	21,230	0.177
柏原市	67,904	4,551	2,481	24,448	0.186
羽曳野市	109,377	6,704	3,954	35,474	0.189
交野市	77,405	3,894	2,153	20,106	0.194
池田市	103,526	8,172	4,343	41,786	0.196
吹田市	378,485	31,960	13,913	161,960	0.197
松原市	118,018	8,049	4,986	40,756	0.197
四條畷市	54,804	3,563	2,117	17,577	0.203
大阪市	2,735,906	507,623	228,648	2,394,461	0.212
守口市	143,043	12,308	6,896	57,105	0.216
枚方市	397,917	28,690	11,624	129,464	0.222
河内長野市	102,214	6,406	3,289	28,007	0.229
高石市	57,205	4,665	2,176	20,383	0.229
寝屋川市	228,517	16,022	7,736	69,879	0.229
豊能町	18,875	871	455	3,610	0.241
摂津市	86,680	12,742	4,561	52,298	0.244
門真市	118,742	16,860	6,043	67,593	0.249
堺市	827,791	86,684	32,340	339,838	0.255
豊中市	408,964	38,087	16,204	140,732	0.271
泉大津市	73,958	8,265	3,566	30,115	0.274
東大阪市	481,320	69,534	29,636	251,559	0.276
高槻市	350,491	33,156	11,101	114,090	0.291
岬町	15,080	1,149	452	3,861	0.298
和泉市	184,185	20,093	6,765	62,877	0.320
箕面市	139,122	15,067	4,952	45,497	0.331
熊取町	43,148	3,555	1,311	10,601	0.335
泉南市	60,452	8,611	2,292	24,779	0.348
阪南市	52,483	4,748	1,709	13,301	0.357
藤井寺市	63,707	8,347	2,893	22,431	0.372
能勢町	9,532	1,376	455	3,610	0.381
岸和田市	191,216	29,698	8,528	73,126	0.406
茨木市	283,255	47,798	10,604	114,817	0.416
貝塚市	84,218	15,221	3,557	32,730	0.465
泉佐野市	98,927	32,503	5,425	55,899	0.581

※事業所数及び従業者数：令和3年度経済センサス
 ※赤字：類似団体（市町村類型Ⅱ－３）

3 今後の取組について

組成調査の結果から、リサイクル可能な「プラスチック類」と「紙・布類」が燃えるごみに多く混入されていることが推測されます。また、類似団体との比較から、資源物の分別の推進に向けた下記のような収集体制の見直しの検討が必要であると考えられます。

- ・プラスチックごみの分別収集の実施

製品プラスチックを含めたプラスチックごみの分別収集の実施を検討します。

- ・ペットボトルの収集体制の変更

拠点回収から収集車での回収への変更を検討します。

- ・紙類・古着・カン・ビンの収集頻度の変更

紙類・古着・カン・ビンの収集種目及び頻度の見直しを検討します。

- ・戸別収集の実施

ごみの排出者が明確になることで、多くの市民が排出者としての自覚と責任を持ち、自らがごみの排出方法を工夫したり、ごみ減量への取り組みを行ったりするなど、意識改革が図られるとともに、市による分別などの個別指導も可能となります。

事業系ごみの処理手数料については、各市とも本市と同様に、収集と直接搬入それぞれの場合で手数料を徴収しています。また、金額とごみ排出量に強い相関関係は見受けられず、手数料の改正よりも、事業者に対する啓発の強化に力を入れていくことが重要だと考えられます。